

(調整中資料)

障害児通所施設等の整備の基本的な考え方について (案)

1 策定の経緯・目的

せたがやノーマライゼーションプラン（令和3年度～令和5年度）では、施設需要に対応するため、障害児（者）通所施設の整備・充実、特に医療的ケア児を含む重症心身障害児を支援する施設整備を重点課題として取り組むこととしている。

しかし、施設整備は中長期にわたる取り組みが必要となることから、今後の障害児の増加を踏まえながら、障害児施設の需要、施設整備の方向性を整理し、施設需要に的確に対応する必要がある。

このことから、令和5年度に「障害児通所施設の今後の整備に向けた検討会」を開催し、医療的ケア児を育てる保護者へのアンケート（令和3年度）や障害児を育てる保護者へのアンケート（令和4年度）の結果をもとに検討会での議論を重ねながら、障害児通所施設等の整備の基本的な考え方を整理した。

今後、この基本的な考え方を踏まえ、障害福祉計画等に反映させ、障害児が身近な地域で生活するため、障害児通所施設等の整備を行っていく。

2 これまでの施設整備の状況と重点的に取り組む課題

(1) 過去5年の施設整備状況

	主に重症心身障害児を支援する事業所			主に重症心身障害児以外を支援する事業所		
	児童発達支援のみ	放課後等デイサービスのみのみ	多機能事業所	児童発達支援のみ	放課後等デイサービスのみのみ	多機能事業所
平成30年3月31日現在の施設数	3	0	1	12	16	12
平成30年度			1			1
令和元年度	1	1		1	1	2
令和2年度	1			1	2	
令和3年度		1	2(※1)	1		1
令和4年度			1	1	4	5
令和5年3月31日現在の施設数	5	2	5(※1)	16	23	21

※令和3年度開設した主に重症心身障害児を支援する事業所の多機能事業所のうち1事業所が休止中。

(2) 重点的に取り組む課題

①障害児通所施設所要量の確保

今後の通所施設の利用希望に対応するため、中長期的な需要見込みと施設所要量を精査し、その確保を図ることが必要である。

②重症心身障害児への対応（医療的ケア児含む）

今後も重症心身障害児や医療的ケアが必要な施設利用者の増加が見込まれるが、受入れ可能な通所施設が限られているため、その拡充を図る必要がある。

3 基本的な考え方の対象期間

中長期的な考え方として、令和12（2030）年度までの7年間とする。

※今後の障害児数の推移や制度改正等社会情勢の変化等を見極めながら世田谷区障害施策推進計画策定時に見直しを行う。

4 他の計画等との関係

障害福祉計画と同様に、世田谷区基本計画、新実施計画のほか、公共施設等総合管理計画等との整合を図る。

5 整備等の基本的方向性

(1) 障害児通所施設所要量の確保

①所要量想定

令和2年度～令和4年度の利用者数は実数とし、令和5年度以降の利用者数（見込み）は将来推計人口統計の推計人口に対し、障害児が児童発達支援・放課後等デイサービスそれぞれを利用する割合を踏まえた、対象期間の地域別の通所施設所要量を以下のとおり想定する。

●施設所要量想定（単位：人）【令和5年3月31日時点必要所要量】

※定員数は、令和4年度までは現時点での施設定員数、令和9年度以降は整備が予定されている整備予定施設数を踏まえた定員数としている。

【児童発達支援】 整備予定施設の定員数 を含む (令和5年3月31日時点)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)
	利用者数（実績）					
利用者数（見込み） (令和4年度まで実績)	377	475	527	539	523	509
定員数	285	295	310	345	365	385
不足数	▲92	▲180	▲217	▲194	▲158	▲124
	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)	令和12年度 (2030年)	
利用者数（見込み） (令和5年度まで実績)	502	499	494	490	487	
定員数	405	415	415	420	420	
不足数	▲97	▲84	▲79	▲70	▲67	

整備予定施設概要 令和5年度～令和8年度 民間からの開設相談の状況等を踏まえ、毎年2事業所ずつ増えると想定した定員数
令和9年度 新規開設 警察庁深沢宿舎跡地（国有地）定員10人

令和11年度 新規開設 弦巻統合保育園（区有地） ※定員5人
 ※放課後等デイサービスと多機能整備のため定員10
 人の1/2として仮定

【放課後等デイサービス】 整備予定施設の定員数 を含む (令和5年3月31日時点)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)
	利用者数（実績）					
利用者数（見込み） (令和4年度まで実績)	469	506	531	551	564	577
定員数	290	310	315	380	400	420
不足数	▲179	▲196	▲216	▲171	▲164	▲157
	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)	令和12年度 (2030年)	
利用者数（見込み） (令和5年度まで実績)	583	585	588	587	587	
定員数	440	440	440	445	445	
不足数	▲143	▲145	▲148	▲142	▲142	

整備予定施設概要 令和5年度～令和8年度 民間からの開設相談の状況等を踏まえ、
 毎年2事業所ずつ増えると想定した定員数

令和11年度 新規開設 弦巻統合保育園（区有地） ※定員5人
 ※児童発達支援との多機能整備のため定員10人の
 1/2として仮定)

●令和12年（2030年）3月時点の地域別不足数想定（単位：人）

	児童発達支援	放課後等デイサービス
世田谷地域	▲18	▲35
北沢地域	▲10	▲18
玉川地域	▲17	▲38
砧地域	▲13	▲32
烏山地域	▲9	▲19
不足数	▲67	▲142

②基本的な方向性

- ア) 住んでいる地域や近隣地域において通所施設が利用できるよう、区内5地域のバランスを勘案し、利用者の障害特性や希望する支援を尊重しながら、施設整備を進める。
 なお、放課後等デイサービスは利用者の増加傾向が続いているため、既存施設の活用も検討し、施設整備を進める。
- イ) 施設整備だけでなく、療育プログラムや安全対策など、開設前の丁寧な聞き取りを実施し、適切な運営が図れるよう、寄り添った支援を行う。また、関係機関と連携し、支援者の質の向上や育成について支援を行う。

(2) 重症心身障害児への対応（医療的ケア児含む）

①所要量想定

保健福祉総合事業概要において、重症心身障害児の人数が示されていないため、重症心身障害児の人数を身体障害者手帳と愛の手帳の重複者の人数とし、過去の伸び率等を勘案し、対象期間の所要量を以下のとおり想定する。

●施設所要量想定（単位：人）【令和5年3月31日時点必要所要量】

※定員数については、令和4年度までは現時点での施設定員数、令和9年度以降は整備予定が明らかな整備予定数を踏まえた数としている。

【児童発達支援】 整備予定施設の定員数 を含む (令和5年3月31日時点)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)
	利用者数（実績）					
利用者数（見込み） (令和4年度まで実績)	49	48	47	48	48	49
定員数	22	27	29	31	31	31
不足数	▲27	▲21	▲18	▲17	▲17	▲18
	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)	令和12年度 (2030年)	
利用者数（見込み） (令和5年度まで実績)	50	50	51	52	52	
定員数	31	36	36	41	41	
不足数	▲19	▲14	▲15	▲11	▲11	

整備予定施設概要 令和9年度 新規開設 警察庁深沢宿舎跡地（国有地）定員5人
令和11年度 新規開設 弦巻統合保育園（区有地）定員5人

【放課後等デイサービス】 整備予定施設の定員数 を含む (令和5年3月31日時点)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)
	利用者数（実績）					
利用者数（見込み） (令和4年度まで実績)	73	72	71	72	72	73
定員数	16	16	24	27	27	27
不足数	▲57	▲56	▲47	▲45	▲45	▲46
	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)	令和12年度 (2030年)	
利用者数（見込み） (令和5年度まで実績)	74	75	76	77	78	
定員数	27	27	27	27	27	
不足数	▲47	▲48	▲49	▲50	▲51	

②基本的な方向性

- ア) 医療的ケア児を含む重症心身障害児通所施設では、今後需要の増加が見込まれるため、令和12年度までに上記需要を満たす医療的ケア児を含む重症心身障害児対応施設の整備を進める。なお、整備にあたっては、区内5地域のバランスを勘案し、障害者通所施設との併用、既存施設の活用など公有地活用による整備を進める。
- イ) 医療的ケア児の受け入れについては、必要な整備支援のほか、運営にあたっての看護師確保、利用者の急な入院や欠席が多く、適正な人員配置に対しての給付が受けられないなどの課題があるため、事業者負担を軽減する手法について検討する。
- ウ) 医療的ケア等の対応へのノウハウの蓄積などを図るため、専門職同士の研修や連絡会などの活用、世田谷区福祉人材育成・研修センターや医療機関との連携を行い、支援者の質の向上や育成を進める。

6 今後の整備について

以上の所要量想定や方策を踏まえ、次期（仮称）せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ー（令和6年度～令和8年度）の内容に反映させる。

なお、施設整備等を進めていくための具体策は以下のとおりとする。

（1）具体策

①障害児通所施設（児童発達支援・放課後等デイサービス共通）

- ・児童発達支援については、民間による整備が進んでいることから、区内5地域のバランスに考慮しながら、民間による施設整備を進める。
- ・放課後等デイサービスについては、民間による整備が進んでいるが、利用者数の増加傾向が続いているため、民間による整備を中心に、既存施設の活用も検討しながら、区内5地域のバランスに考慮しながら施設整備を進める。
- ・利用者の障害特性や希望する支援を尊重した多様な施設整備・運営を支援する。
- ・利用者が自ら希望に合った施設利用が可能になるように施設の特徴や魅力を発信していく。
- ・開設希望事業所に対する開設前からの丁寧なヒアリングを実施し、適切な運営が図れるよう、寄り添った支援を行う。
- ・施設整備だけでなく、療育プログラムや人員配置、職員の適正、安全対策など、開設前の丁寧な聞き取りを実施し、適切な運営が図れるよう、寄り添った支援を行う。また、世田谷区福祉人材育成研修センターなどと連携し、看護師や児童指導員など必要となる人材の質や育成について支援を行う。

②医療的ケア児を含む重症心身障害児への対応（①に加えて進める）

- ・障害者施設との併設、既存の施設の活用等公有地活用による施設整備を行う。
- ・必要な整備支援、運営にあたっての看護師確保や適正な人員配置に対しての支援など、運営事業者の負担軽減にかかる検討を進める。
- ・医療的ケア等の対応へのノウハウの蓄積などを図るため、看護師を中心とした勉強会

といった専門職同士の横のつながりを生かした研修や重症心身障害児通所施設連絡会などの活用、世田谷区福祉人材育成・研修センターや成育医療研究センター等との連携を行い、支援者の質の向上や育成を進める。